

西興部村特産品開発支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 31 日
西興部村訓令第 8 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の地域資源を活用した特産品の開発を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 村内で生産された農畜産物のほか、地域の特性を有するものをいう。
- (2) 特産品 村内の地域資源を活用して製造された商品であつて、村の魅力の発信につながるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 村内に住所を有する個人、団体又は事業者
- (2) 村税等を滞納していない者
- (3) その他村長が適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる特産品の開発は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域資源を 1 種類以上使用していること。
- (2) 販売を目的としたものであること。
- (3) 村の特産品として定着が期待されること。
- (4) 名称及び意匠が村の特産品としてふさわしいこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金交付の対象となる事業内容及び補助金額は、別表に掲げるとおりとする。

2 同一事業者への補助金の交付は、同一年度内 1 回限りとし、他の補助制度等と併用することはできない。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は西興部村特産品開発支援事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、西興部村特産品開発支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容に変更が生じたときは、西興部村特産品開発支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第 5 号）を提出し、村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、西興部村特産品開発支援事業補助金実績報告書（別記様式第 6 号）に関係書類を添えて速やかに村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 村長は前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、西興部村特産品開発支援事業補助金確定通知書（別記様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 村長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第 12 条 村長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- (3) 不正の行為があったとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他必要な事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

事業内容	補助金の額等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産品開発及び改良 ・ 品質等の検査 ・ デザイン等の開発 ・ 試作品の製造 ・ イベントの出店等 ・ 商品登録 ・ 販路拡大及び宣伝広告 ・ 特産品開発に必要な備品等の購入及びレンタル (汎用性のある備品購入は除く) ・ その他村長が認める事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の額は、対象経費の 4 分の 3 以内の額とし、1 事業当たり 20 万円を上限に村長が定める。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。